

参 議 院 内 閣 委 員 会 会 議 錄 第 十 二 号

昭和三十二年三月二十六日(火曜日)
午前十時四十六分開会

委員の異動

本日委員西岡ハル君及び松本治一郎君辞任につき、その補欠として横川信夫君及び片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
龜田 得治君

上原 正吉君

大谷藤之助君

秋山 長造君

竹下 義次君

委員

泉山 三六君

迫木 久常君

松岡 平市君

荒木正三郎君

伊藤 顯道君

片岡 透逸君

横川 信夫君

田畑 金光君

八木 幸吉君

神田 博君

南條 德男君

大久保留次郎君

國務大臣 厚生大臣 建設大臣 国務大臣 政府委員 行政管理部長 行政次官 政府委員

行政管理部長 行政次官 政府委員

○委員長(龜田得治君) これまで内閣委員会を開いていたしました。委員の変更について御報告申し上げます。

本日付、松本治一郎君が辞任され、補欠として片岡文重君が選任されました。

○委員長(龜田得治君) それでは、まことに外務省設置法の一部を改正する法律

監察部長 岡松進次郎君
外務政務次官 井上 清一君
厚生政務次官 木村四郎七君
厚生大臣官房長 中垣 國男君
厚生大臣官房課長 牛丸 義留君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康君
厚生省社会局長 安田 嶽君
厚生省児童局長 高田 浩運君
建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省河川局長 山本 三郎君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
専門員

本日の会議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○国家行政組織に関する調査の件(行
政監察に関する件)

○委員長(龜田得治君) これより内閣
委員会を開いていたします。

委員の変更について御報告申し上げ
ます。

本日付、松本治一郎君が辞任され、
補欠として片岡文重君が選任されました。

○委員長(龜田得治君) それでは、ま
ことに外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○国家行政組織に関する調査の件(行
政監察に関する件)

○建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○委員長(龜田得治君) これより内閣
委員会を開いていたします。

委員の変更について御報告申し上げ
ます。

本日付、松本治一郎君が辞任され、
補欠として片岡文重君が選任されました。

委員

案を議題に供します。
本案について御質疑のおありの方は
順次御発言を願います。

○ハ木幸吉君 今まで欧米局を廃止し
て新たにアメリカ局と欧亜局を作り
になると、こういう改正案であります
が、そこで私お尋ね申し上げたいの
は、各局の大きさの割合というものが
必ずしもバランスを得ておるかどうか
という点について、多少問題があるん
じがないかと、かよう考へるわけ
あります。というのは、たとえば国際
協力局といふのは定員は六十人、情報
文化局といふのは五十七人、移住局は
六十九人、こういうふうになつておる
のですが、経済局は逆に百八十
二、アジア局は百二十六、こういうふ
うに非常にアンバランスになつておる
のですが、これは沿革もあることであ
りますけれども、これを今度アメリカ
局と欧亜局にお分けになるといふので
すが、地理的にお分けになるなら、昔
のように情報文化部といったような、昔
逆に少し格下げをして、そうして地理
的にいろいろな機関をこの方にくつづ
けるというふうな機構の立て方も一つ
の考え方じやないかと思うのですが、
御当局はいかようにお考へになりま
すか。

○政府委員(井上清一君) お答えを申
し上げます。ただいまお説のようすに、
国際協力局とか、情報文化局、移住局
以下、比較的仕事の量から参りますの
で、そいつたそれについて配置され
ております人員につきましても、欧米

局、アジア局、経済局に比べまして少
いということは、これは事実で、しか
しやはりどうも仕事の性質から言いま
すが、そこで私お尋ね申し上げたいの
は、やはり仕事の能率を上げます
ことが、やはり仕事の能率を上げます
を毎日やっておるわけあります。
一段、格が他の局よりも下だといふこ
とは、やはりそういう関係から言いま
っても、どうもやはり適當じゃない
ことがあります。若干人数におきまして、必
ずしも全体が平均して職員が割り振ら
れておるということではございません
けれども、まあ仕事の性質上やむを得
ないじやないかと、だいき考へてお
る次第であります。

○ハ木幸吉君 外務省全体の定員は御
承知の通り今一千七百四十二名で、戦前
から比べますと、ほかの各省は敗戦に
もかかわらずいずれも非常に膨張して
おりますけれども、仕事の性質上、外
務省は戦前から見れば人數も半分強ぐ
らうに減つておるわけありますが、
そういう意味から言へば、もう終戦にな
つてから十年以上もたつのであります
から比べますと、ほかの各省は敗戦に
もかかわらずいずれも非常に膨張して
おりますけれども、仕事の性質上、外
務省は戦前から見れば人數も半分強ぐ
らうに減つておるわけがあります。

○政府委員(井上清一君) お答えを申
し上げます。ただいま御発言の御意見、
内閣が、岸外交の中心を經濟外交に重
点を置いて一つやつて行こうといふこと

とで、着々手を打つておるわけでござりますが、そうした際に、経済外交を主管いたして参ります経済局のあり方、というものが、たとえば現状のようないいのか、あるいはまた各政務を担当いたしております地域別の局に分属させるのがよいか、これはなかなか大きな問題だと思います。これらの点については省内でもずいぶん議論がございまして、私どもいろんな角度から検討いたしましたわけでござりますが、各国の事例を調べてみると、各國でもやはりみな地域局をおいて、これは主として政務を担当いたしておりまして、経済局とか、通商局とかいうようなものは別に各国の外務省では局を持っております。最近の国際経済事情、それはまあ貿易にいたしましても、国際金融の問題にいたしましても、非常に専門的な知識を必要としたしますわけでござりますし、またそれは地域別に分けましても、いろいろなとえばドルの関係とか、あるいはボンドの関係とか、いろんなそうした問題が必ずしも地域の問題とは限つておりません関係がござります。従いまして、貿易等におきましても、必ずしも地域でもつて分けていろんな事態を眺め、そしてそれに対する対策を考えるといふうふうに考えて、経済関係につきましては本省に一本にまとめまして、経済局でやらしておるようなわけでござります。これを各局に分けますと、どうも勢い専門家を分散するようなことになりますので、ことに最近の国際金融なんというものは、非常に高度の専門家の知識を必要とするような状況でございますので、やはり現状のよ

うな分け方が一番適当ではないかと、こう思つております。それからまた先ほど情報文化局につきまして御意見がございましてけれども、実は前には情報部というのがあつた時代がございました。しかしその当時には情報部と文化部という二つの部があつたわけでございまして、一つの局にいたしておなります。これも仕事の分け方から申しますと、いろいろ議論のある点だと思いますが、最近は情報と文化と一緒にいたしまして、一つの局にいたしておなります。それによる文化外交の推進ということとも、經濟外交とあわせまして、私どもは重点を置いておる点でござりますけれども、どうもこうした方面の強化ということについて、われわれも極力主張いたしておりますけれども、なかなか思う通りに予算がとれません。三十二年度におきましても、これの強化を実は私どもは考えたのであります。いろいろ予算折衝をいたしましたけれども、まあとりあえず、こうした形になりましたが、今後できるだけこうした方面に力を入れて行きたい。ことに日本の今後の進み方といいたしましては、何と申しましても、やはり経済外交を推し進めて行くとともに、世界各国との文化協定によつて、文化交流によつて、日本の国際的な地位を高めて行くということに私どもは努力をして行かなければならぬ。そういう意味から申しましても、国際協力局なり、あるいはまた情報文化局という局の方面に今後力を入れて行くのがいいのじゃないか、かよう考えております。

○政府委員(井上清一君) 通産省あるが、大蔵省並びに通産省との出先での関係はいかよくなつておりますか。外交方面と緊密不離な関係でもつて仕事をやつてもらつております。なむま、大使館に一本にいたしておりまして、それには財務関係の公使も置いておるようだで大使館に勤務をいたしてもらつて、なわけでございます。現在各官庁から派遣されております職員の総数は、通産省の三十六名を初めといたしまして、大蔵省の十七名、農林省の八十九名、運輸省の八名、その他まあ若干ずつでございますが、總計いたしまして、大蔵省の十七名、農林省の八十九名などいうものを各官庁から受け入れまして、外務省と一体となつて勤務をしてもらつております。

○政府委員(井上清一君) 国際協力局の仕事は、主として国際連合に関する仕事でございます。ことに国際連合は、現在国際連合プロパーの仕事のみならず、いろいろなブランチを持つておるわけでございまして、エカフエとか、あるいはニネスコ、ILQ、それから世界保健機構とか、いろいろな機構がございまして、そういういろいろな会議があるわけでございます。でござりますので、絶えず平素から接触をし、またちょっとちゅういろいろ複雑多岐な仕事をやっておるわけであります。そして絶えずそれらの仕事を接觸をしておきませんと、いざというときには間に合わぬわけでございます。さようなわけで、どうも一般には国際連合の総会だけがぱつと浮かんで参りますけれども、ブランチの仕事がなかなかいろいろございます。そうした方面的に国連活動の全体に関しましての主管局でございます。

○伊藤顯道君 この原案によりますと、予算定員ですね、これには増減がないわけですね。一応増減がないと言わせておるわけですから、局長はふえるわけでござりますね。局長がふえますと、実質的には職務内容もふえると思うのですが、その点はどうなんですか。

員の増加はございません。実は増加をしてもらいたいと要求したのでございますけれども、全体的に人員を増加しないという方針のもとに抑えられたわけでございますが、現在、欧米局の中にヨーロッパだけを特に専管しております参事官がおるわけでございまして、その参事官を、参事官のポストをもって欧亜局長に充てたいと、かようによまあ考えておるわけでございまして、少い人員でござりますけれども、できるだけ一つ一生懸命督励をいたしまして、能率を上げさせて、仕事の万全を期して行きたい、かように考えておる次第でございます。

○伊藤顯道君 私も定員、予算の増加に賛成するものじゃないのですけれども、ただ、そこにこういうふうなことで非常に無理がきはせぬかと、そういう点を伺いましたのです。

それから、原案の考え方によりますと、実際問題として、アジアと中近東との問題ですね、それからまた特にアジア、中近東等についてつながりのある問題の処理が非常に複雑になると思うのですけれども、その点の見解はどうなんですか。

○政府委員(井上清一君) お示しの点につきましては、先般来非常に私どもの省内におきましても、これら点については十分一つ今後考えて行かなければならぬということで、ずいぶん議論をしたところでございます。まあ非常にこの中近東の問題は、お説のようにアジアとは非常に関係があるわけでござります。特に A A 会議以後におきまして、アラブ諸国と我が国との関係も非常に密接になつておりますことは、申し上げるまでもございません。

アではなくしてヨーロッパあるいはアメリカに重点が置かれておる。たとえば大使館等を見ましても、十名内外の貧弱な陣容を持つておるにすぎない。またいろいろ予算の令達等を見ましても、まことに貧弱な予算しか令達をされていない。特に東南アジアは重点を置くと言われておりながら、實際そういう出先機関の人的構成あるいは予算の面から見ても、第二位、第三位に置かれておる。こういうことを私は痛切に感じたわけです。ことに御存じのように、東南アジアといふのは非常に暑いところです。そして同じところに外交官の諸君を二年も三年も置かれるとして、結局暑さで精神的にも肉体的にも参ってしまう。内地の新聞なんかのくらゐを見ましても、とにかく一部しかこない。しかも数日もおくれてくる。自然と、刺激もなければ、勉強し修養しようとする熱意もなくなつてくる。こういう状況、環境に置かれておるわけですね。イギリスなんかの場合を聞いてみましたが、とにかく年に一ヵ月はちゃんと休養の期間を与えておる。日本の場合でも、實際そういうように一年に一ヵ月なら一ヵ月、これは何ぼ与えるか知りませんけれども、予算がなくて与えておらない。だから二年も三年も同じところでやつておる。自然とほけてくる。ほんとうに優秀な方が、会つてみると大してわれわれが話をしてみても、おっしゃるところがあまりない。こういうことは、いわゆるばけってきた私は一つの現われだと、こう見て残念に思つたわけです。こういう点等について、たとえば今言つたように、暑いところにおけるから特に予算等も重点を置かれて、規定にきめられた一年の中の

休暇等は十分与えて、あるいはその期間に内地に帰つて内地の動きを見る。あるいは健康の保健のための機会を与える。あるいは健康の保健のための機会も与えてやる。こういうことが大事だと思ひますけれども、そういうような点については今度の予算でどういうことになつておるのか、一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(井上清一君) 東南アジアの外交について力を入れなければならぬという御質問はごもともでござりますが、いろんな考え方から、東南アジア諸国に配置いたします外交官については、できるだけ優秀な人間を配置するよう心がけております。以前は東南アジアにどうもみな行きたがらなかつたという風習もあつたやに聞いておりますが、このころはそうではなくて、東南アジア諸国に出ておりますし、また外務省としても、そういうようなところに優秀な人間を配置するというようなことを心がけておる次第でございま

す。御承知のように、東南アジア諸国は気候が非常に不順でございまして、行く人々には、まことにどうもそういう点では大へんお気の毒には思います。けれども、大いに一つやつてもいたいといつうように思つております。大体二年間ぐらいで私ども交代させるといふことで、そうした方針でもつて人のやりくりを現在考えております。長く置き放しにしておくといふようなことはなく、二年間みづちりやらしておらない。だから二年も三年も同じところでやつておる。自然とほけてくる。

ほんとうに優秀な方が、会つてみると大してわれわれが話をしてみても、おっしゃるところがあまりない。こういうことは、いわゆるばけてきた私は一つの現われだと、こう見て残念に思つたわけです。こういう点等について、たとえば今言つたように、暑いところにおけるから特に予算等も重点を置かれて、規定にきめられた一年の中の

間には、実際みずから進んで行くのに行つておると非常に不勉強になつて刺される。あるいはまた勉強もする機会を与える。あるいはまだ勉強もする機会を与え思ひますけれども、そういうような点については今度の予算でどういうことになつておるのか、一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(井上清一君) 東南アジアの外交について力を入れなければならぬという御質問はごもともでござりますが、いろんな考え方から、東南アジア諸国に配置いたします外交官については、できるだけ優秀な人間を配置するよう心がけております。以前は東南アジアにどうもみな行きたがらなかつたといつう風習もあつたやに聞いておりますが、このころはそうではなくて、東南アジア諸国に出ておりますし、また外務省としても、そういうようなところに優秀な人間を配置するといふことを心がけておる次第でございま

す。御承知のように、東南アジア諸国は気候が非常に不順でございまして、行く人々には、まことにどうもそういう点では大へんお気の毒には思います。けれども、大いに一つやつてもいたいといつうように思つております。大体二年間ぐらいで私ども交代させるといふことで、そうした方針でもつて人のやりくりを現在考えております。長く置き放しにしておくといふようなことはなく、二年間みづちりやらしておらない。だから二年も三年も同じところでやつておる。自然とほけてくる。

ほんとうに優秀な方が、会つてみると大してわれわれが話をしてみても、おっしゃるところがあまりない。こういうことは、いわゆるばけてきた私は一つの現われだと、こう見て残念に思つたわけです。こういう点等について、たとえば今言つたように、暑いところにおけるから特に予算等も重点を置かれて、規定にきめられた一年の中の

間には、実際みずから進んで行くのに行つておると非常に不勉強になつて刺される。あるいはまた勉強もする機会を与える。あるいはまだ勉強もする機会を与え思ひますけれども、そういうような点については今度の予算でどういうことになつておるのか、一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(井上清一君) 東南アジアの外交について力を入れなければならぬという御質問はごもともでござりますが、いろんな考え方から、東南アジア諸国に配置いたします外交官については、できるだけ優秀な人間を配置するよう心がけております。以前は東南アジアにどうもみな行きたがらなかつたといつう風習もあつたやに聞いておりますが、このころはそうではなくて、東南アジア諸国に出ておりますし、また外務省としても、そういうようなところに優秀な人間を配置するといふことを心がけておる次第でございま

す。御承知のように、東南アジア諸国は気候が非常に不順でございまして、行く人々には、まことにどうもそういう点では大へんお気の毒には思います。けれども、大いに一つやつてもいたいといつうように思つております。大体二年間ぐらいで私ども交代させるといふことで、そうした方針でもつて人のやりくりを現在考えております。長く置き放しにしておくといふようなことはなく、二年間みづちりやらしておらない。だから二年も三年も同じところでやつておる。自然とほけてくる。

ほんとうに優秀な方が、会つてみると大してわれわれが話をしてみても、おっしゃるところがあまりない。こういうことは、いわゆるばけてきた私は一つの現われだと、こう見て残念に思つたわけです。こういう点等について、たとえば今言つたように、暑いところにおけるから特に予算等も重点を置かれて、規定にきめられた一年の中の

間には、実際みずから進んで行くのに行つておると非常に不勉強になつて刺される。あるいはまた勉強もする機会を与える。あるいはまだ勉強もする機会を与え思ひますけれども、そういうような点については今度の予算でどういうことになつておるのか、一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(井上清一君) 東南アジアの外交について力を入れなければならぬという御質問はごもともでござりますが、いろんな考え方から、東南アジア諸国に配置いたします外交官については、できるだけ優秀な人間を配置するよう心がけております。以前は東南アジアにどうもみな行きたがらなかつたといつう風習もあつたやに聞いておりますが、このころはそうではなくて、東南アジア諸国に出ておりますし、また外務省としても、そういうようなところに優秀な人間を配置するといふことを心がけておる次第でございま

す。ところが、東南アジアの方に行きます。非常に東南アジア諸国に勤務する在外公館員に御理解ある、御同情があるお言葉で……。実は東南アジアの公館員の宿舎の新設費に千五百万円を今度の予算で計上しております。

○田畠金光君 あなたのお答弁はちつとも具体的でないですよ。私のお聞きしたことは、外務省の從來の人事方針を、ヨーロッペやアメリカに重点を置かれて配置しておる。それからまた外交官を志望する人の諸君もヨーロッペのみを希望しておるので。ところが、それは伝統的に外交がそうであつたから今でもそれが強く残つておるの

ことでは、現地の者は浮かばれぬと思うのです。これは実際現地の人は一生懸命やつておりますよ。やつておるけれども、何しろあの暑さでは肉体的にも精神的にも参ると思うのです。しかも新聞というものは大使館に一部からいしか送つてきていません。日本の新聞も読めない。そういう不便なところへ勤務しておる人方なんです。文化的にも生活の面においても非常な不便を忍んでやつてゐるのですよ。東南アジアに日本の外交の重点を置こうとするならば、りっぱな外交官を置くことが必要だと思う。そのためには外交官に大いに勉強してもらわなくちゃならぬ。それから健康、待遇等も考えてもわざなくちやならぬと思う。ヨーロッパその他の環境のいい国々と同じような考え方、ところがそういうところには重点を置かれて予算もあるのだから、東南アジア等においても、これは外務省としても、ことしもまた予算がこれなかつたということでは救われないと思う。ちゃんと休暇を与えるようになっていてそういうようなことは、東南アジアに、外交上でも、あるいは今後の日本の経済関係からいっても重点を置かれようというようなことは口頭擲に終つてしまふことで、どうか一つそのことを念頭に置いて今後努力してもらいたいと考えるわけで、いずれ外務大臣等にまた御質問する機会を私は待つて、きょうは遠慮申し上げて、この程度にとどめておきます。

○委員長(亀田得治君) それでは議事の中途でございますが、委員の変更について御報告いたします。本日付、西岡ハル君が辞任され、横川信夫君がその補欠に選任されました。

以上、御報告いたします。
他に御発言がなければ、質疑は尽きましたものと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかにしたものと認めます。

それではこれより採決に入ります。
別に御意見がなければ、討論は終局

してお述べを願います。
御意見をおありの方は賛否を明らかにしたものと認めます。

それではこれより採決に入ります。
外務省設置法の一部を改正する法律案を議題を問題に供します。

決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀田得治君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条により本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(亀田得治君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
秋山 長造 田畠 金光
片岡 文重 八木 幸吉
伊藤 順道 上原 正吉
松村 透逸 追水 久常
横川 信夫 松岡 平市

竹下 豊次

○委員長(亀田得治君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案について御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

本件について御質疑の方は、改めてお述べを願います。

外務省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀田得治君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条により本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(亀田得治君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

教育を施し、育て方をしたいと思うのですけれども、その子供たちをかかえておることによってだけでも家庭経済でないし得ません。そこで、これらの

セクションを作られるようあります

が、その中の一つで、国立精神薄弱児施設を新たに設けられる御希望のよう

であります。それで、それに開運をして、「二、

三大臣の御所見を伺つておきたいと思

いますので、若干の質疑をお許しいただきたいのであります。

申し上げるまでもないであります

が、親として子供のかわいさに変りは

ないと思います。なんか精神薄弱児

児、それから肢体不自由児という普通

の状態でない子供を持つた親たちの苦

労というものは、けだし私たちの想像

に余りあるものがあると思うのです

が、ここにこういう普通でない子供た

ちを持っておるために、その子供たち

がおるために働きにも出られないとい

う未亡人がおつたり、あるいはその子

供のために一家がはなはだしく経済的

に困難な状況に置かれたりしておる事

例は非常に多いわけであります。しか

しあいう精神薄弱児あるいは肢体不

自由児等にも特別な教育を施し、深い

愛情をもつておらねばならないとい

う未亡人がおつたり、あるいはその子

児に限るわけではありませんけれども、何といつても富裕な家庭に生れた子供たちに対する特殊な教育というものは、いわんやそれ以上に金のかかる特別教育を施すというようなことはとうていなし得ません。そこで、これらの子供たちに対する教育が、どうもこういう点については、具体的にあまり積極的に政府の施策が進められてきたとは思えない状態にあると思

うのであります。しかし歴代厚生省の関係の諸君が、常に熱意をもつてこれ

が対策に腐心されてこられたことは私

も認め、これをはなはだ多いたして

おります。

そこで、大臣にお尋ねしたいのは、

二十八年の十一月九日に、次官会議の決定として精神薄弱児の対策基本要綱

というものが決定をされておりました

で、これによりますと、大臣十分御承認のことと思いますが、児童憲章の精神にのつとつて、この精神薄弱児に対する適切な諸対策を樹立推進して、國

民の理解と協力のもとにその福祉を積極的に保障しよう、こういうことを

言つております。このお考査は非常に

けつこうであり、こういう御決定をい

ただいたことは私ども非常に喜ばしい

と思いますが、この基本要綱を決定せられましてから、すでに二十九年、三

十年、三十一年とまる三ヵ年を経て、まさに三十一年度が終らんとしている

のですが、この基本要綱に基いて一体

具体的にどういうふうに推進してこ

りますが、この方面の仕事を担当いたしており、この方面の仕事を担当いたしておられました

お尋ねのございました精薄児童の教養と申しましようか、補導と申しま

しょうか、問題は非常に大きな問題でございまして、今御指摘になりましたように、昭和二十八年の十一月に次官

会議の決定もつきまして、そうして諸施設を一つ進めようというようなことにならっておきました。現在までに精薄の収容施設が全国で八十五カ所、収容人員が約四千九百人、こういうようなこと、それからさらにこれは軽い方の関係でございますが、精薄児童の通園施設を全国で六カ所ほど今建設を準備いたしております。そこで一番問題になりますのは、今お述べになられたような重精神と申しましょうか、二重——盲め等の重なったような児童、しかも貧困の家庭等におきまして、全くこれはお述べになられましたような事情でありますことを、よく私どもも承知できますので、今度三十二年度予算で国立精薄施設を一つ設置いたしました。ここには主として精薄の重い者、特に今お述べになられたような不幸の重なった者を、しかも貧困の家庭の方を一つ先に収容いたして補導をやってみたい。まあ今までの職業指導設備を強化してやつて参つておるのであります、どうしても一ヵ所に収容して、そうして相当長期にわたつていろいろな職業補導あるいはまた肢体不自由児等の、まあ治療と申しましょうか、なかなか困難なことでござりますが、そういう面も考えまして、できるだけこの方面の不幸な方々を何とか世の中に処して行けるようにいたしたい、こういう念願で予算措置等、あるいはまた厚生省設置法の一部改正等をお願いしておるようなわけでございまして、熱意の現われを示しておるわけでございますが、しかし何しろ全国に八十万ないし九十万というような膨大な数があるようでございまして、これはまだ推定でございますので正確に言うとど

の程度になりますか、大体八十万ないし九十万というようなことが推定されることは、それからさらにこれは軽い方の関係でござりますが、精薄児童の通園施設を全部で六カ所ほど今建設を準備いたしておきます。そこで一番問題になりますのは、今お述べになられたような重精神と申しましょうか、二重——盲め等の重なったような児童、しかも貧困の家庭等におきまして、全くこれはお述べになられましたような事情でありますことを、よく私どもも承知できますので、今度三十二年度予算で国立精薄施設を一つ設置いたしました。ここでは主として精薄の重い者、特に今お述べになられたような不幸の重なった者を、しかも貧困の家庭の方を一つ先に収容いたして補導をやってみたい。まあ今までの職業指導設備を強化してやつて参つておるのであります、どうしても一ヵ所に収容して、そうして相当長期にわたつていろいろな職業補導あるいはまた肢体不自由児等の、まあ治療と申しましょうか、なかなか困難なことでござりますが、そういう面も考えまして、できるだけこの方面の不幸な方々を何とか世の中に処して行けるようにいたしたい、こういう念願で予算措置等、あるいはまた厚生省設置法の一部改正等をお願いしておるようなわけでございまして、熱意の現われを示しておるわけでございますが、しかし何しろ全国に八十万ないし九十万というような膨大な数があるようでございまして、これはまだ推定でございますので正確に言うとど

の程度になりますか、大体八十万ないし九十万というようなことが推定されることは、それからさらにこれは軽い方の関係でござりますが、精薄児童の数につきましては、この児童の特殊性から申しますと、一体どうしたら一番精薄児童をできるだけ健康体の人近づけることができるか。そこでまあ職業指導を取りまして、精薄児童の施設をふやすとともに、「一体どうしたら一番精薄児童をできるだけ健康体の人近づけることができるか」。そこでまあ職業指導を取りまして、社会に一つ帰してやりたい、こういふことを願念として、この設置法の一部改正、あるいはまた予算の御審議をお願いしているわけでございます。最近抗生物質等を使う關係もございまして、精薄児童の数がふえるのじゃないかというような心配もございますので、今後におきましても、これを手がかりといたしまして、逐次増加いたしまして、こういう施設の充実をいたしまして、今御心配されるようなことを逐次解決して参りたい、こういう所存でございます。

○片岡文重君 この精薄児に関する國家施設、また補導等の面は、厚生省だけでは文部省の関係があるでしょうし、職業補導については労働省、その他教諭院等の法務省と、各省にわたりてお

大体、精神薄弱児につきましては、全児童のうち大体二・八%がIQ七〇以下の精神薄弱児と、いろいろな学者の見解によつてそういうふうに考へられておりますし、これは大体私どもの見解によつてそういうふうに考へられておりませんが、精神衛生の実態調査をいたしましたところでは、精神薄弱児の調査をいたしましたのと、大づかみとしては大体においてその見当と見ていいでございます。そういうところから申しまして、精神薄弱児会部で大体九十万前後と、そういうふうに推定されるのでございます。もちろん、このうちにIQの程度の高い、つまり知能の程度のどちらかと言えば高い方の者が大部分を占めておりまして、そのうちの大体九〇%前後といふものはそういう性質の者である。すなわち

○委員長(鶴田得治君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○片岡文重君 今の精薄児の数であります。お伺いしておると、大体の数字ではあっても、IQ別にお調べになつておるようですが、このうちはI-Q五〇以上の大体九〇%前後といふことはお話を通りでございます。それ以下の子供については厚生省の者が大部分を占めておりまして、そのうちの大体九〇%前後といふものはそういう性質の者である。すなわち

○政府委員(高田浩選君) お話を通りに、精神薄弱児の先ほど申しました数と、それから現在収容施設ないし通園施設に、あるいは収容され、あるいは

○委員長(鶴田得治君) お話を通りに、精神薄弱児の先ほど申しました数と、それから現在収容施設ないし通園施設に、あるいは収容され、あるいは

○政府委員(高田浩選君) お話を通りに、精神薄弱児の先ほど申しました数と、それから現在収容施設ないし通園施設に、あるいは収容され、あるいは

○片岡文重君 お話を通りに、精神薄弱児の先ほど申しました数と、それから現在収容施設ないし通園施設に、あるいは収容され、あるいは

○政府委員(高田浩選君) お話を通りに、精神薄弱児の先ほど申しました数と、それから現在収容施設ないし通園施設に、あるいは収容され、あるいは

のもあり得ると思うのでござりますて、この収容しなければならない児童は、さらにこのうちから、まあ幾らであるというふうなことになり得るんじゃないかと思うのでござります。その点はその点としましても、今後とも私どもこの施設の拡充なり、対策の充実に努力をして参りたいと思うのでござります。

そこで、今お話を施設の増加の状況でございますが、手元にある資料について申し上げますと、児童福祉法が施行されました昭和二十三年のときに六カ所、収容員数は約千五百でございました。それが今日は、先ほど申し上げました数字でございますが、そのまん中をとりますと、昭和二十六年が四カ所、それから二十七年が六十一カ所、そういうようなことで、大体の傾向はこれで御判断いただけると思います。それより前、しかばいつごろからこれらの施策が行われてきたかといふことにしましては、これはさかの精神薄弱児の対策というものが、先ほどの次官会議の決定云々というお話をされましたが、手元にある資料について申し上げますと、児童福祉法が施行されました昭和二十三年のときに六カ所、収容員数は約千五百でございました。それが今日は、先ほど申し上げました数字でございますが、そのま

を収容するため、一年に百人くらいを収容して行ったのでは、一体いつになつてこれらの子供が、子供ばかりじゃありません、家庭、両親、兄弟等の者には一体いつ笑顔を見せることができるのか、どの程度このテンポを早めで行こうとお考えになつておられるのですか。

○政府委員(高田浩運君) 何しろこの精神薄弱児の対策というものが、先ほども次官会議の決定云々というお話をされましたように、まあ児童福祉の仕事それ自体がほかの行政に比べればおくれている上に、児童福祉の関係でございましたように、まさに精神薄弱児の関係がおくれても、さらに精神薄弱児の関係がおくれ立たなければなりませんが、どうぞお話しを伺いたいのですが、きょうはその手配もしてありますから、その点は後に譲りたいと思うのですが、やはりこういう問題は、今、局長省の関係の諸君にも来ていただいて御意見を伺いたいのであります。きょうもお述べになられたように、たとえば五ヵ年計画なら五ヵ年計画、三ヵ年計画なら三ヵ年計画ということでおもて目安を立てる、その目安というのは、その範囲をつかんで、その範囲に適応すると言いますか、適切な対策、具体的策を立てて、強硬に、何が何でもこの実現を期するという強い御決心をあらざる事務室をつぶし、その他の者で収容しなければならない者は、それ以外の収容施設に収容しなければならない対象がきわめて膨大である。手元の施設はきわめて少數であるということで、何年計画といふところから考へまして、実は設備費の補助なんかにつきましても、三十二年度におきましては三十二年度の約二倍に三万五千あるわけです。これらの児童

が普通の私どものやつておるやり方でござりますけれども、収容しなければならない児童の正確な数字も、これは調べたこともござりますけれども、なまなかはつきりつかめない面もござりますし、しかし推計をいたしまして、これらは相当に、やはり数万という数になるのでございまして、これをまあ一つの計画に組みましても、短期間にあればやはり相当膨大なものになりますし、実際の実現の問題等を考え合って、従来の経験から、この際具体的な対策を一つ立ててあるということについてはお考えいただけぬものでしょうか。

○政府委員(高田浩運君) 精神薄弱児の対策としては、先ほど大臣から申し上げましたように、重度の者についてもお述べになられたように、たとえば五ヵ年計画なら五ヵ年計画、三ヵ年計画なら三ヵ年計画ということでおもて目安を立てる、その目安というのは、その範囲をつかんで、その範囲に適応すると言いますか、適切な対策、具体的策を立てて、強硬に、何が何でもこの実現を期するという強い御決心をあらざる事務室をつぶし、その他の者で収容しなければならない対象がきわめて膨大である。手元の施設はきわめて少數であるということで、何年計画といふところから考へまして、実は設備費の補助なんかにつきましても、三十二年度におきましては三十二年度の約二倍に三万五千あるわけです。これらの児童

が普通の私どものやつておるやり方でござりますけれども、収容しなければならない児童の正確な数字も、これは調べたこともござりますけれども、なまなかはつきりつかめない面もござりますし、しかし推計をいたしまして、これらは相当に、やはり数万という数になるのでございまして、これをまあ一つの計画に組みましても、短期間にあればやはり相当膨大なものになりますし、これは相当に、やはり数万という数になるのでございまして、これをまあ一つの計画に組みましても、短期期間であればやはり相当膨大なものになりますし、これは相当に、やはり数万という数になるのでございまして、これをまあ一つの計画に組みまして、短期間であります。早急にこの対策は急速な整備充実をはかつて參りたい、かような考え方をおこなうこと御了承いただきたいと思います。

○片岡文重君 この問題はやはり大臣の御見解を伺いたいと思いますが、さういふうな方向に参りたいと思つて考へておる次第でござります。

○政府委員(高田浩運君) 精神薄弱児の対策としては、先ほど大臣から申し上げましたように、重度の者についてもお述べになられたように、たとえば五ヵ年計画なら五ヵ年計画、三ヵ年計画なら三ヵ年計画ということでおもて目安を立てる、その目安というのは、その範囲をつかんで、その範囲に適応すると言いますか、適切な対策、具体的策を立てて、強硬に、何が何でもこの実現を期するという強い御決心をあらざる事務室をつぶし、その他の者で収容しなければならない対象がきわめて膨大である。手元の施設はきわめて少數であるということで、何年計画といふところから考へまして、実は設備費の補助なんかにつきましても、三十二年度におきましては三十二年度の約二倍に三万五千あるわけです。これらの児童

が普通の私どものやつておるやり方でござりますけれども、収容しなければならない児童の正確な数字も、これは調べたこともござりますけれども、なまなかはつきりつかめない面もござりますし、しかし推計をいたしまして、これらは相当に、やはり数万という数になるのでございまして、これをまあ一つの計画に組みまして、短期間であります。早急にこの対策は急速な整備充実をはかつて参りたい、かのような考え方をおこなうこと御了承いただきたいと思います。

○片岡文重君 まことに、こういう子供を持つておる御家庭では、とにかくそういうお子さんのことを見たがる傾向もあるやに見えます。それで、お母さんたちの精神薄弱児の実態調査、要保護児童中の精神薄弱児調査といふことが、厚生省の責任においてなされるということを明確にいたしております。従つて調査の困難はあつても、困難だから調査しないということではないに、困難ではあります。その後、また将来、新しいやり方なり新しい方策といふものができます。そこで、それはまたそれに応じて考へておられます。そこで、今は、この精神薄弱児対策の基本要綱の中には、明らかに不就学児童中の精神薄弱児の実態調査、要保護児童中の精神薄弱児調査といふことが、厚生省の責任においてなされるということを明確にいたしております。従つて調査の困難はあつても、困難だから調査しないということではなくして、困難ではあります。そのため、その他の対策といふものも、収容しなければならない児童が精神薄弱児のうち幾ら幾らあるから、この調査をする方法等については何も考へておらず、精神薄弱児のよつてきたる原因を調べてみると、戦時の栄養失調とか、あるいは戦時中勤労奉仕その他による母体の過労とか、戦における社会的な風潮からと思われる中絶の方法の失敗とか、いろいろあるようです。必ずしも激増という状態ではないでありますとか、そういう資金の活用、利用をはかるよう努めをいたしていられども、安心をしてその対策を放置じゅありません、家庭、両親、兄弟等の者には一体いつ笑顔を見せることができるのか、どの程度このテンポを早めで行こうとお考えになつておられるのですか。

○政府委員(高田浩運君) 私の申し方があるいは誤解を招いたかもしれないけれども、実は調査はいたしました。いたしましたけれども、調査の結

全な舗装を整備いたして、そして日本道路というものを国際水準にまで運びたいというような考え方をもちまして、三十二年度には、昨年よりもこの面におきまして二百億円ほどの予算の増額を御審議を願つておるというようなわけであります。これだけでは満足いたしませんので今後におきましては、もつともっと予算を拡大していただき、そして十ヵ年間くらいには、ぜひともこの考え方を達成したいと考えております。

また住宅問題につきましては、三十一年度末におきまして、大体二百四十戸が住宅不足といつておるのであります

が、この両三年来、鳩山内閣以来、御承知のごとくこの住宅建設につきましても相当大幅に政府援助、ある

いは民間自力建設等によつて、この住宅難の緩和に政府は努めて参ったのでありますけれども、今年、三十二年

度におきましては、「そうこの点につきましては、一そらこの点につきましては、予算を増額してもらいまし

が大体におきまして今年なり、明年なりにおきます将来の建設行政の計画の一端でございますが、何とぞ御了承願いたいと思います。

○秋山長造君 その他のいろいろございますが、以上が大体におきまして今年なり、明年なりにおきます将来の建設行政の計画の一端でございますが、何とぞ御了承願いたいと思います。

○秋山長造君 承わったわけですが、今議題に上つておる建設省設置法の改正法律案は、結構大臣が、道路なり、住宅なり、あるいは多目的ダムなり、まあその他の建設行政を、新しい抱負をもつて進めていく場合に、まあこれに即応するいろいろな部内の体制を整えよう、こういうことで提案されておられるのですか。それとも、これは全然それまでの、十分この点についても力を入れて、そして日本の都市計画を促進したいと考えまして、かような設置法の改正を提案したような次第であります。

○秋山長造君 厚生省にまたがつて、そのため非常に事務が繁雑になつていくということを考えておるような次第であります。

○秋山長造君 ダメにつきまして特に申し上げたいのであります。今まで多目的ダムは、各電力業者、あるいは公共自治体等が共同出資によりまして計画をしておつたのでありますけれども、なかなかこの計画が一貫性を欠いておつたため

に、効率的にこの完成が促進を見なかつたというようなうらみがありましたので、今年はこれを一元化しまして、この促進をはかりたいということで、特別会計を設定いたしまして、この促進をはかることにして、この国会に多目的ダムの特別会計法案を御審議願つておるようなわけであります。

かのような点におきまして、日本の国土開発と申しますか、この河川の水のはんらんを防ぎますための障害排除

の施設、あるいは灌漑用水、あるいは

発電等の面におきまして、相当効果を発揮できるものと考えておるようなわ

けであります。

○秋山長造君 その他のいろいろございますが、以上

が大体におきまして今年なり、明年なりにおきます将来の建設行政の計画の一端でございますが、何とぞ御了承願いたいと思います。

○秋山長造君 ただいま大臣の抱負を承わったわけですが、今議題に上つておる建設省設置法の改正法律案は、結構大臣が、道路なり、住宅なり、あるいは多目的ダムなり、まあその他の建設行政を、新しい抱負をもつて進めていく場合に、まあこれに即応するいろいろな部内の体制を整えよう、こういうことで提案されておられるのですか。それとも、これは全然それまでの、十分この点についても力を入れて、そして日本の都市計画を促進したいと考えまして、かような設置法の改正を提案したような次第であります。

○秋山長造君 厚生省に残した方が便宜だから残したのだとおっしゃることは、これは答弁に

あるいは方法につきましては、建設省にも相談がありまして、これを協議することとで、さようには決定したようなわけであります。もちろんその建設の技術

につきましても、学識経験者の十分なる御意見を拝聴、参考にしたいということでおきまして、この法案を提出し、まだ海

岸法によります海岸の堤防等の施設につきましても、学識経験者の十分なる御意見を拝聴、参考にしたいとい

うことで、この法案を提出し、まだ海

岸法によります海岸の堤防等の施設につきましても、学識経験者の十分なる御意見を拝聴、参考にしたいとい

うことで、この法案を提出し、まだ海

岸法によります海岸の堤防等の施設につきましても、学識経験者の十分なる御意見を拝聴、参考にしたいとい

うことで、この法案を提出し、まだ海

岸法によります海岸の堤防等の施設につきましても、学識経験者の十分なる御意見を拝聴、参考にしたいとい

うことで、この法案を提出し、まだ海

岸法によります海岸の堤防等の施設につきましても、学識経験者の十分なる御意見を拝聴、参考にしたいとい

理場を建設省のワクからはずしたので

すか。

○國務大臣(南條徳男君) この終末処理場の問題につきましては、当時いろいろ省内にも意見があつたのであります

するが、これは、いわゆる環境衛生と

も、確かにあります。そういう方

も含めて建設省なら建設省に一括して分割する方が、分け方としてはすつきりしていいじゃないかという考え方

も、確かにあります。そういう方

も、確かにあります。そういう方

にいたしましても、技術というものに相当後は研究の方法を変えまして、特別会計を設定いたしまして、この促進をはかりたいということで、今年はこれを一元化しまして、この国会に多目的

ダムの特別会計法案を御審議願つておるようなわけであります。

かのような点におきまして、日本の国土開発と申しますか、この河川の水のはんらんを防ぎますための障害排除

の施設、あるいは灌漑用水、あるいは

発電等の面におきまして、相当効果を発揮できるものと考えておるようなわ

けであります。

会につきまして建設省設置法に法的根拠を持たずということになりますと、形としてはなるほど道路審議会と同じ形ではないという状態ができ上ると思ひますけれども、しかし、設置法も各省の所掌事務の権限をきめた法律でございますし、それぞれ法律で、同じものでございますので、いずれに掲げたから非常に軽く見てるとか重く見ているということはないと思います。河川法の根本的な改正のような機会がありました際には、これも同じよう河川審議会を河川法の中に入れるということも適当な方法であると考える次第でございます。

ないからそのままずっと続いているのだけれども、何か大きな障害があるてなかなかうまくいかないとすれば、どういうことがその障害になっているのか、それからまた建設大臣として今後この河川法というものをどういうふうにされるおつもりなのか、その三点についてお伺いしたい。

○國務大臣(南條徳男君)　ただいまのところねにつきましては、いろいろの原因があるようでございますが、日本の河川につきましては、その発達の歴史が非常に沿革が古いのでありますて、從いまして河川法は多少今日の段階におけるまではいろいろ治水、利水の問題につきまして改正しなければならぬいろいろ大きな問題もありますが、総括的には道路法のよう、道路行政といふものは最近になりまして目立つて改革を要する面が出てきたために道路法を改正したようなわけでございますが、それほど河川法の場合においては必要がなかつたままに今放置せられておりますけれども、この河川法につきましてもいろいろと各省間の調整、いろいろな問題、ことに今発電その他の問題につきましては懸案の問題もありますので、改正の要がありますが、まだその時期に至つておらぬというような状況であります。

○秋山長造君　根本的改正の必要はあるがその時期に至つていらないというのしましては、例の國土総合開発審議会に水制度部会というものが設置されま

して、二ヵ年余にわたりまして水制度の問題につきまして検討されたのでござりますが、その結論もまだはつきり出ていないというような点もござります。そんなような状況でございまして、その河川法は改正しなければならぬという点は考えられるのでござりますが、その方向をいかにするかという点につきまして、政府といたしましてはまだ確定したところまで持つていけないというのが実情でございます。従いまして時期的にもそういう点で今直ちにということは申し上げられない、こういうことでございます。

○秋山長造君　たとえば河川法を見てみると、文章も昔の文語体で、まことにこれは古色蒼然たるものですが、中に使われている用語なんかもたとえば地方長官という言葉があちこちに出ておりますが、今は地方長官という言葉は使わないでしよう。その他いろいろあるのですが、こういうものは、なんですか、このまゝぶんしきをさせないで昔の地方長官と言つたら、今の府県知事だからといふので、府県知事といふことに読みかえてやつておられるのだろうとは思ひますけれども、しかしやはり、大臣はその時期じやないとおっしゃるが、その時期はまだどころじゃない、とつくな来ておるのだけれども、いろいろな関係でじんぜん時日が延びておるということじゃないのですか。今度の河川審議会でもできたら、一つ早急に河川法といふものの根本的な大改正ということをおやりになる御意図はないですか。

○國務大臣(南條徳男君)　ごもっともな御質問でございまして、先ほど申し上げましたようにいろいろ河川法の重

こととも事実でございます。先ほど河川局長から答弁いたしましたように、今これに關する答申等も整いませんので、おくれておるのであります。今度御審議願つておりますこの河川審議会等ができますれば、もちろんこれらの審議会にも諮問いたしまして、各方面の御意見を承わつて、その方向に進めたいと思ふ次第でございます。

○竹下豐次君 ちょっと関連して今の問題で……。ただいま秋山さんから御質疑の点、私も実は疑問を持っております。それは、河川及び海岸に関する重要事項で、建設省の所管に属するものを調査審議させることとするという御説明なんですね。この説明をそのままで、狭い解釈になるかもしませんけれども、判断してみますといふと、現在河川の管理について、一部分は農林省の所管になっておる、下流の方は建設省でやつておる、建設省で所管されておる部分のその河川の所管、つまり現行法の建前としてのその所属の分を審査させるというふうにも聞えました。その点疑問を持つておるわけあります。私の頭にしみ込んでおりますのは、農林省と申しましても林野庁との關係の所管の、具体的に申します」と、下流の方は建設省で、山及び山に近い上流の方は農林省で所管されておる。これが河川の管理には非常な障害を来たしておる。ある所に行きますというと、川の流域でこっち側は建設省で見なければならぬようない所もあり、こっちは山林の方で見た方

たということで、私はそういう問題をこの際にしつかり解決されるというのが、大きな看板じゃありませんが、そういう種類のことを解決されるということが大きなねらいじゃなかつただろうかといふうに想像しておりましたところが、この間の御説明がどうもはつきりしない点がありましたので、お尋ねしたいと思っているところに、ちょうど似寄つたようなことを秋山さくさんから御質問があつたわけあります。私としても、この問題は、この審議会は大きい審議会にして、ただ建設省だけの事務的な問題でなくして、政治的にいろいろ上で研究されていく必要がある、ついてはこの関心があらわれる人いたしましても、委員はもとよりであります、建設省が主といふことじやなくて、農林省とその他の広い部面もすっかり取り込んだ本来の審議会として活躍されるようにしてもらいたい、こういう私は切なる希望を持つておるわけであります。その点どいうお考えでありますか。今の秋山さんの御質問に対しては、そういう

○國務大臣(南條徳里君) ただいまの御質疑は全く私ども同感であります。先ほど申し上げましたように、河川審議会が今度設置されれば、広く国土総開発というような面から、日本河川の治山治水というような面も十分勘案いたしまして、広く学識経験者の意見も尊重いたしまして、そうしてこれらの対策をしたいというのがねらいでございまして、ただ一般の説明の中に、建設省に關する云々という

ことがございましたのは、できるだけ他省に關係することまでも加えるといふことは少し僭越であると考えましたので、言葉の上ではさようになつておられます。が、審議会におきましては、広く日本の国土総合という建前から河川に関する一般の事柄についての御審議をさしていただきたい、こう考えておるわけであります。

○竹下豊次君 わかりました。そうしますと、広く御審議をさせるというこになつておるようであります。が、この案ができるまで、つまり河川審議会というものを作つて大体的に検討させておるだといふことにつきましては、審議はもとよりいたしまして、農林省と建設省との間には完全な了解ができておるのでございましょうか。

○政府委員(柴田達夫君) もちろん、お尋ねの点でござりますが、次官会議、閣議を経ておりまして、この法案を国会に提出しまつたわけでございまして、この機会に、ぜひ何とかこの大いな問題をあなたのお手によつて解決していただきたい、切なる希望でありますから、申し入れしておきます。

○委員長(鶴田得治君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(鶴田得治君) 速記を始めます。午後二時三十四分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(鶴田得治君) それでは休憩なお三番目には、公共企業体、及び特別会計、これは御承知のように食糧管理特別会計等も含めておるわけでございますが、そういうものの業務運営に關して、非常に国民的な関心が深いわけでございます。この方面にも監察をしておるわけですが、一つの柱として立てたわけでございます。

なお三番目には、公共企業体、及び特別会計、これは御承知のように食糧管理特別会計等も含めておるわけでございますが、そういうものの業務運営に關して、非常に国民的な関心が深いわけでございます。この方面にも監察をしておるわけですが、一応一年間の重要な項目は、こういう項目をやりたいという予定は一応立てておるわけであります。その中で、第一四半期、つまり四月から四、五、六、第一四半期に考へております項目といたしましては、防衛省の監察をやることにいたしました。それは、第四半期だけではとうてい監察を完了するとはできませんので、第二四半期にかけてやりたい。とりあえず第一四半期といたしましては、陸軍関係の調達といふ点に重点を置きました。四半期といたしましては、陸軍関係の

わられるということが必要でございまして、従来ややともすれば非能率に行われるということを改善いたす上におきましても、こういった方面にも留意をして監察をしていきたいといふうに考えております。なお官紀、綱紀の附正といふことも強く要請せられておりまして、実際におきましては、監察に関連し

して監察をしておるわけですが、監察をやっておるところでは、監察方針といふことをもっておられますが、監察の現況につきましては、監察をやりたいといふうに進んで参りたく考へてお

で、大体は、年の初めにおきまして一年の計画を大体立てねります。一年を大がい四つぐらいに割りまして、その間に標準に従つてやつていくといふ大きな方針を立てております。と言つても必要あつたならば、これはどうしても緊急のものであればその緊急のものをやらなければならぬということはできますけれども、大体の方針としては以上申し上げたような方針でやつしていくつもりであります。

○田畠金光君 国策に重点をおいて、国策推進の立場から管理庁としても調査案件を進めていかれるということはよくわかりますが、仰せのように、国策の内容といつても広範多岐にわたっているわけです。当面どの国策に重点をおいて行政管理庁として取り組んでいたとえば先ほどのお話を中にもありました、行政管理庁として食糧管理制度においてはもうとしているのか。私のお尋ねしておるのはその点でありまして、したが、行政管理庁として食糧管理制度、特にこの点はいろいろ世間で疑惑を持って見てもらわなければなりませんが、それによると、赤字の問題についても行政管理庁として検討が最後まで追及したのは食糧管理制度赤字の問題であるわけです。その赤字が最後まで迫及したのはその点でもあります。そこで、もう一つ御説明があるのですが、行政管理庁が今まで抱えておられた問題についても行政管理制度調査会との関係は、同じ内閣の下で本来のできた目的はありますかが、何とか運営するべきなのか、全然別個であるのか。あるいはいささか違つておるかもしねど、同じく内容については同一の問

題を調査検討を進めていかれるといつたならば当然両者の関係等にも何らかの横の連係等もあつてしかるべきだとこう考えるわけです。で、最初に取り上げられるのは何を取り上げら

れようとしているのか。この点と、例といましてお話をありました食糧管理制度赤字の問題をあげられました

が、これと政府に今回設置された臨時食糧管理制度調査会との関係はどういうことになるか。この点を承わりたいと思います。

○國務大臣(大久保留次郎君) 食管会計の検査であります。これをこまかく分析してみますと、まず第一に赤字の実態をつかみたいと思います。いろいろ赤字がどうなっているのか、赤字の実態をつかんでみたいというのが私どもの希望の一つであります。その次には食糧本庁並びに各地方の食糧事務所の事務管理の状況、事務管理といいますか執務の状況といいますか、事務管理の状況、それから品物を保管しておる保管管理の状況、物を保管している管理の状況、それから黃変米及び麻袋の処理の実態、こういうのを主眼にして一つ仕事をしてはどうだろう。こう考えておる次第でございます。

なお今御指摘になりました食糧政策を中心とした委員会設置、これはもう御承知の通りでできましたのですが、これが何を、ある程度私どもは結果によつてはこれを補助していきたい。この委員会と連絡をとつて、この委員会が、この点は、どうかというようなことをあつたならば、私どもの調べた範囲においてはその材料を提供しまして助けさせていたい。こういう考え方をしておきます。臨時食管制度調査会といつては、そのところ調査が始まつております。

もうすでに私どもの方は調査が始まりました。○田畠金光君 今お話を四点を中心として食管会計にメスを入れるというわけになりますが、そうしますと、今政府に置かれました臨時食管制度調査会と、取り組む内容についてはほぼ同様なことはなかろうかと、こう見るわけです。と申しますのは、今度新しく設置された調査会でも赤字の原因といふものは那辺にあるのか。どこから出てくるのか。それは保管の状況もありましようし、あるいは外米の輸入、黃変米のような問題もありましようし、あるいはまた金利の問題等もありますから、これは保管の状況もありますが、それではから範囲も広いし、まだ調査検査の結果も権威のあるものがござりますけれども、今までの長官である、ところを見ますけれども、臨時食管制度調査会にいたしましても、とにかく今の食管制度といふものは伏魔殿であると、なかなか内容がわからぬ。歴代の食管戸長ただいた方が、あるいはまた行政管理局としては、あくまでも事務的な、まあ是々非々主義といいまして、はんとうに内容がわかつてない立場に立つておるのであります。この今度は、どういうものは伏魔殿であると、なかなか内容がわからぬ。歴代の食管戸長ただいた方が、あるいはまた行政管理局としては、あくまでも事務的にはどういう関係になりますか。○國務大臣(大久保留次郎君) 私ども行政管理局としては、あくまでも事務的に、まあ是々非々主義といいまして、はんとうに事務的に入ることであります。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、そういうふう一般について、根本的な検討をするので、そうしてその検討の結果どういうわけで赤字が出てきたのか、あるいはそれをどう是正すれば食管会計の健全化がはかれてしまうのか、一般会計と食管会計との関係はどうすべきであるのか。あるいはさらくできまい。結局農林省の提供した材料によつてこれをやついくのが、私はある面においては異なる面が多くあると存じます。第一おそらく今度できます調査会は、地方にまで出張をして倉庫なり事務所まで見ることはねそらくできまい。結局農林省の提供があります。たとえば黄変米についても東京にばかりないのです。北海道にもあるのですよ。こういう問題についての保管あるいは保管量の問題、一例をあげればそういう工合に全国に網を張つてこれを一つ材料を収集してみよ

う。ですから範囲においても私ども広いのです。また調べる事柄もおそらくは政府部内から出てくる権威ある資料というのが広いじゃないか。もちろん、そういうものは当然必要であるし、また要求すると思うのです。で、その場合に、それは食管戸でやるのか、あるいはせつかく行政管理局でこれだけの大いな機関を動員してねやりになるとするなら、むしろ行政管理局にやっておいておられます。

○田畠金光君 確かに取り扱われる範囲は広いことは理解できますが、行政管理局としては全国に出先の機関を持つておられるし、取りかかられておられる以上は全国の機関を動員されておられるよう感じを持つわけですが、これほどもなおさら、むしろ行政管理局にやつていただいた方が、あるいはまた行政管理局がいろいろ検討された結果を、今までの長官であつてもほんとうに内容がわかつてない立場に立つておるのであります。この今度は、どういうものは伏魔殿であると、なかなか内容がわからぬ。歴代の食管戸長ただいた方が、あるいはまた行政管理局としては、あくまでも事務的に、まあ是々非々主義といいまして、はんとうに内容がわかつてない立場に立つておるのであります。この今度は、どういうものは伏魔殿であると、なかなか内容がわからぬ。歴代の食管戸長ただいた方が、あるいはまた行政管理局としては、あくまでも事務的に、まあ是々非々主義といいまして、はんとうに事務的に入ることであります。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、そういうふう一般について、根本的な検討をするので、そうしてその検討の結果どういうわけで赤字が出たのか、あるいはそれをどう是正すれば食管会計の健全化がはかれてしまうのか、一般会計と食管会計との関係はどうすべきであるのか。あるいはさらくできまい。結局農林省の提供した材料によつてこれをやついくのが、私はある面においては異なる面が多くあると存じます。第一おそらく今度できます調査会は、地方にまで出張をして倉庫なり事務所まで見ることはねそらくできまい。結局農林省の提供があります。たとえば黄変米についても東京にばかりないのです。北海道にもあるのですよ。こういう問題についての保管あるいは保管量の問題、一例をあげればそういう工合に全国に網を張つてこれを一つ材料を収集してみよ

う。ですから範囲においても私ども広いのです。また調べる事柄もおそらくは政府部内から出てくる権威ある資料というのが広いじゃないか。もちろん、そういうものは当然必要であるし、また要求すると思うのです。で、その場合に、それは食管戸でやるのか、あるいはせつかく行政管理局でこれだけの大いな機関を動員してねやりになるとするなら、むしろ行政管理局にやつていただいた方が、あるいはまた行政管理局がいろいろ検討された結果を、今までの長官であつてもほんとうに内容がわかつてない立場に立つておるのであります。この今度は、どういうものは伏魔殿であると、なかなか内容がわからぬ。歴代の食管戸長ただいた方が、あるいはまた行政管理局としては、あくまでも事務的に、まあ是々非々主義といいまして、はんとうに内容がわかつてない立場に立つておるのであります。この今度は、どういうものは伏魔殿であると、なかなか内容がわからぬ。歴代の食管戸長ただいた方が、あるいはまた行政管理局としては、あくまでも事務的に、まあ是々非々主義といいまして、はんとうに事務的に入ることであります。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけなんです。で、今度政府に置かれる調査会といふものは、その長官であつてもなかなか万事について承知しているとは言えない。ことはさてよううにこの内容といふものは複雑にわたつて、それを行つておられるわけ nº

げます。従来食糧庁の業務につきましては三回やつておるのであります。食管会計と申しましてもいろいろ広い面がござりますので、それを全部にわたって「どきにやるわけには參りませんので、一次、二次、三次と従来やりております。最初にやりましたのは、簡単に申し上げますと、食糧庁がたとえば災害用に乾パンというものを備蓄しておるのでございますが、これが実際災害にあまり使われずに、いわゆる「一ヵ所に困まつておつたりしまして、実際災害用に使われずに古くなつて参ります。そうしますとそれを安く払い下げるわけで、そういう結果非常に国損をかけている。もう少し配給計画といいますか備蓄計画を縮密にやる、また実際の災害の予想した数量を備蓄するということになれば、非常にそこに国損が救われるというような点につきまして監察いたしまして、改善方を勧告したわけでございます。また特殊売却用の加工原料の碎米とかあるいは外精米の売却につきまして、もう少し価格につきまして改善の余地があるといふことで勧告いたしまして、これが第一次の大体監察の内容でございます。

第二次は米の輸送費の問題につきまして主として見たのでござります。

第三次はいわゆる鉄道運賃の納金の問題がござります。ブルーに納金しておるというような面につきまして、それでは非常に費用がむだであるといふうな点につきまして、あるいは日通が請負つております輸送費の問題につきまして、市場実勢と照し合せまして

不合理な契約の改善方を勧告いたしましたのでございます。これは事務的には非常によろしくない面、つまりまあ政策にござります。これは事務的には非常に多いわけでありまつたつて「どきにやるわけには參りませんので、一次、二次、三次と従来やりております。最初にやりましたのは、簡単に申し上げますと、食糧庁がたとえば災害用に乾パンというものを備蓄しておるのでございますが、これが実際災害にあまり使われずに、いわゆる「一ヵ所に困まつておつたりしまして、実際災害用に使われずに古くなつて参ります。そうしますとそれを安く払い下げるわけで、そういう結果非常に国損をかけている。もう少し配給計画といいますか備蓄計画を縮密にやる、また実際の災害の予想した数量を備蓄するということになれば、非常にそこに国損が救われるというような点につきまして監察いたしまして、改善方を勧告したわけでございます。また特殊売却用の加工原料の碎米とかあるいは外精米の売却につきまして、もう少し価格につきまして改善の余地があるといふことで勧告いたしまして、これが第一次の大体監察の内容でございます。

第三次は、今大臣から御

約方につきまして勧告いたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改

善につきましては、大体事務的にもす

べて見まして、改善方を勧告したのでござります。

それから第三次といたしましては、外國米を商社が買って参りまして、こ

れを船から港に運びます、その荷役運

賃の問題につきましてこれの経費の節

約方につきまして勧告いたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改

善につきましては、大体事務的にもす

べて見まして、改善方を勧告したのでござります。

大体こういうような改善をいたしま

すと、十三億くらいになるというふう

な勧告を従来やつておるのでございま

すが、今回の監察は、今大臣から御

説明ありましたように、一つのまあ国

政には多いわけでございます。われわ

の方の政府内部の管理庁の監察結果

といつましては、今大臣も説明され

たように、事務的にこの改善の余地を

過ぎではないか、権限外ではないかと

いうふうに考えております。その判断

の資料は委員会で大いに活用してい

たようになります。従いまして今まで見ません面につ

きまして見るわけでございます。

で、私からちょっと一言補足させて

いただきたいと思いまして、この委

員会といたしましても、もちろん農林

省から資料を取つて研究されるのであ

ると思います。

ふうに即断するのは非常に失礼である

と思います。ただ委員会といたしまし

ては、もちろん国会でも問題になりま

すが、委員会としては相

当あるのじゃないか。が、委員会とし

てやられる面も非常にあるのじゃない

かというふうに考えております。

○田畠金光君 御説明、御趣旨はよく

わかりますが、私のお尋ねしたいこと

は、今度できる委員会というのは、大

には、われわれ監察といたしましては不合理な契約の改善方を勧告いたしましたのでございます。これは事務的には非常に多いわけであります。また、そのための委員会です。また、そのために全国の調査はできないことがあります。この人だけで全国の調査はできません。それで私どもはそこに目をつけて一つの問題とかいろいろな面につきまして見まして、改善方を勧告したのでござります。

それから第三次といたしましては、外國米を商社が買って参りまして、これを船から港に運びます、その荷役運賃の問題につきましてこれの経費の節約方につきまして勧告いたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

大体こういうような改善をいたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

それから第三次といたしましては、外國米を商社が買って参りまして、これを船から港に運びます、その荷役運賃の問題につきましてこれの経費の節約方につきまして勧告いたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

大体こういうような改善をいたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

それから第三次といたしましては、外國米を商社が買って参りまして、これを船から港に運びます、その荷役運賃の問題につきましてこれの経費の節約方につきまして勧告いたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

大体こういうような改善をいたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

大体こういうような改善をいたしましたのでござります。この一、二、三次の勧告改善につきましては、大体事務的にもすべて見まして、改善方を勧告したのでござります。

は、重要な国の政策立案に影響を及ぼすものと私は見てゐるわけです。

従いまして私は先ほどお尋ねした、今度の政府に置かれた委員会の答申というものと、非常に行政管理庁の検討と関係深いように見受けられるのですが、この点いま一度一つ御意見をお聞かせてもらいたいと思うのです。

○國務大臣(大久保留次郎君) 私どもさきに申しました通りあくまでも実際に立脚して赤字の実態を把握する、そ

うして把握したものは一方においては委員会と連絡をとつて、新たにできましたこの調査会と連絡をとつてこれを伝達していく、資料を提供していくこと。同時にもう一つは管理部長官としての立場から閣議においてこれを提供してその目的の完遂のために尽

すこと。同時にさきに申しました通りあくまでも実際に立脚して赤字の実態を把握する、そ

うして把握したものは一方においては委員会と連絡をとつて、新たにできましたこの調査会と連絡をとつてこれを伝達していく、資料を提供していくこと。

官としての立場から閣議においてこれを提供してその目的の完遂のために尽すと、こういう二つの方面で進んでいきたいと思うのであります。従つて私どもの今回の責任はよほど重いということは今から考へておるわけです。またどこから批評されてもこういう結果をむしろ妥当だという見方を受けるよう期待しておるわけであります。そういう心境で私どもは今回の仕事に当りたいと考へております。

○田畠金光君 三公社五現業についても監査を始められるようあります。が、三公社五現業といつてもこれは非常に大きなことで、とりあえずどの公社あるいは現業からまず手をつけて始めるようという方針であるのか。

○國務大臣(大久保留次郎君) これは

昨年度におきまして多分電力公社とそれから専売公社の二つはやつたと思ひます。あとどの残つたのを順々にやりたいと考へております。

○田畠金光君 順々にといつても何か

ら手始めにやろうという御方針なのか。

電力公社と専売公社についてはもうすでに済ませたようですが、今度は特に最近問題としてクローズアップされ

てきたのが国鉄の問題です、これは今回の春季闘争にからんいろいろ政府部門で検討を進められているようです。

あるいは公労法の問題にも手をつけるやのことく、あるいは法改正案を出されるがごとく巷間伝えられているわけ

で、あるいは公共企業体自体についても政府は検討を進められるようあります。どうもわれわれが察するところでは国鉄等に今度は向けられるので

はなからうかと、こう見ておるわけな

いこと。同時にさきに申しました通りあくまでも実際に立脚して赤字の実態を把握する、そ

うして把握したものは一方においては委員会と連絡をとつて、新たにできましたこの調査会と連絡をとつてこれを伝達していく、資料を提供していくこと。

官としての立場から閣議においてこれを提供してその目的の完遂のために尽すと、こういう二つの方面で進んでいきたいと思うのであります。従つて私どもの今回の責任はよほど重いということは今から考へておるわけです。またどこから批評されてもこういう結果をむしろ妥当だという見方を受けるよう期待しておるわけであります。そういう心境で私どもは今回の仕事に当りたいと考へております。

○田畠金光君 三公社五現業についても監査を始められるようあります。が、三公社五現業といつてもこれは非常に大きなことで、とりあえずどの公社あるいは現業からまず手をつけて始めるようという方針であるのか。

○國務大臣(大久保留次郎君) これは

昨年度におきまして多分電力公社とそれから専売公社の二つはやつたと思ひます。あとどの残つたのを順々にやりたいと考へております。

る総評を中心とした春季闘争といいますかこれを中心として国鉄その他の公

共事業に對して国論が各方面から沸騰している実情である。従つてこの機構をこのままにしておいた方がいいかどうかという調査をしようじゃないか、

あるいは公労法の問題でも手をつけるやのことく、あるいは法改正案を出されるがごとく巷間伝えられているわけ

で、あるいは公共企業体自体についても政府は検討を進められるようあります。どうもわれわれが察するところでは国鉄等に今度は向けられるので

はなからうかと、こう見ておるわけな

いこと。同時にさきに申しました通りあくまでも実際に立脚して赤字の実態を把握する、そ

うして把握したものは一方においては委員会と連絡をとつて、新たにできましたこの調査会と連絡をとつてこれを伝達していく、資料を提供していくこと。

官としての立場から閣議においてこれを提供してその目的の完遂のために尽すと、こういう二つの方面で進んでいきたいと思うのであります。従つて私どもの今回の責任はよほど重いということは今から考へておるわけです。またどこから批評されてもこういう結果をむしろ妥当だという見方を受けるよう期待しておるわけであります。そういう心境で私どもは今回の仕事に当りたいと考へております。

○田畠金光君 三公社五現業についても監査を始められるようあります。が、三公社五現業といつてもこれは非常に大きなことで、とりあえずどの公社あるいは現業からまず手をつけて始めるようという方針であるのか。

○國務大臣(大久保留次郎君) これは

昨年度におきまして多分電力公社とそれから専売公社の二つはやつたと思ひます。あとどの残つたのを順々にやりたいと考へております。

予定はないのだと、こう理解してよろしいのですか。

○政府委員(岡松進次郎君) 先ほどちよつと私から計画として触れましたように、從来二年前にやりました際の勧告に、またその前にすでに三回ばかり國鐵はやっておるわけあります。その前の勧告に、実は最近決算委員会

で問題になりました部外貸付転用の問題、こういうような問題も勧告しておられますし、あるいは構内當業料金が非常に高いから安くしろ、こういうようことも、これは解釈の点からいつても、

ちょっと私から計画として触れましたように、從来二年前にやりました際の勧告に、またその前にすでに三回ばかり國鐵はやっておるわけあります。その前の勧告に、実は最近決算委員会

で問題になりました部外貸付転用の問題、こういうような問題も勧告しておられますし、あるいは構内當業料金が非常に高いから安くしろ、こういうよう

ことも、これは法規の形式から申しまして、政府としては国鉄企業体についても、あるいは解釈の点からいつても、

今は今までの運営の面から照しまして、あるいはまた実際の内閣運営の面から再検討を始められた、こういうことを聞いておるわけですが、この点どうで

行政管理庁の方で法規の解釈や、あるいは今までの運営の面から照しまして、こういう方針でいくとか、あるいはこれが、最近国会でも問題になつておるわけですが、この点どうで

行政管理庁の方で法規の解釈や、あるいは今までの運営の面から照しまして、こういう方針でいくとか、あるいはこれが、最近国会でも問題になつておるわけですが、この点どうで

行政管理庁の方で法規の解釈や、あるいは今までの運営の面から照しまして、こういう方針でいくとか、あるいはこれが、最近国会でも問題になつておるわけですが、この点どうで

行政管理庁の方で法規の解釈や、あるいは今までの運営の面から照しまして、こういう方針でいくとか、あるいはこれが、最近国会でも問題になつておるわけですが、この点どうで

行政管理庁の方で法規の解釈や、あるいは今までの運営の面から照しまして、こういう方針でいくとか、あるいはこれが、最近国会でも問題になつておるわけですが、この点どうで

ねいたしたいのは、行政組織法との関係であります。内閣法について政府は再検討を進められておる、行政管理

は、今のところ防衛省設置の問題、これには賛成もありますし、なかなか反対もある。それからもう一つは予算編成についての閣僚会議を開く云々といふ制度ですね。これについてもなかなか反対が強いわけです。そこでこの案をどうしたらいいかというのでせつか

く党内において調整に努力中であります。その中には政務次官を増したらどうだ、あるいは事務次官を増したらどうだというような案ももちろん入っておりませんけれども、そういう案が今衆院に継続審議になつております。ま

ぬ。技術のことは、率直に申しますと、非常に特殊性から、現在厚生省に建設省では向うには、向うと申しますのは建設省ですが、建設省にはない。あなたの方はおいでになる。先ほどの御説明によると、工事の監督は向うでやつておるということになつておりますが、向うが実際困つておつたということよりも、そんなことで、両方に願書を出さなければならぬから困つておつたということだけだったのですか。技術面、運営の上では、別に困つたということはないのですか。

○竹下豊次君 この総合計画を立案いたしましたり、あるいは許認可を判断いたしましたりするのには、これは技術的な基礎が特に必要でございます。従つて、さような観点から、従来私どもの方にも技術者がおつたわけでございます。ところが、ただ両省の権限配分におきまして、工事の監督指導が、これは建設省ということになつておしまして、そこに明らかな二重行政が行われておつたわけでございます。従つて、今回かのような姿に変えられたわけでございます。私どもはかねて、これらのは世界各国の例にもならいまして、すべて厚生省が所管することが妥当であるという氣持は持つておりました。しかしながら、何事項でもあり、また、なかなか建設省にもそれぞれ言い分がござります。従つて、長い間その解決を見なかつた

今の御説明から考えますと、厚生省ですっかりやつておいでになつてよかつたので、技術者は向うには、向うと申しますのは建設省ですが、建設省にはない。あなたの方はおいでになる。

○竹下豊次君 そうすると、從来も、

は、行政の簡素化等につきましても能率が上ることと期待をいたしておる次第でございます。

○竹下豊次君 今度は下水の方です

が、下水の方は建設省の所管ですか、あなたの方でも從来関係していらっ

しゃるのでしょうか、それらに關係しておつた人が建設省にくらがえする必

要があるわけですか。

○政府委員(楠本正康君) 下水につきましては、全部建設省に所管されるも

のではございませんので、配管に関し

ましては建設省、それから終末処理場

に關しましては厚生省という配分に相

なつております。従つて、從来私の方

におりました下水関係の職員も技術者

も、やはり今後、下水の終末処理の事

業のために必要でございますので、今

のところは、定員その他については、

従来通りと考えております。ただ、両

省がお互いに連絡し合い、今後も十分

な協調を保つていく面といふようなど

ころは……もちろん、別な面では、人

事の交流ということはあるいは考える

余地があるかもしませんけれども、

現在出ておる技術者の移しかえという

ようなことは、考えておらぬ次第でござります。

○竹下豊次君 下水の関係で、終末処理場に關係しておいででの事務官、技官とありますね、それから、それ以外の

費用が別に組まれておるわけでござります。

○八木幸吉君 今、六千五百万円とおつ

しゃいましたが、施設費二つで一億一千八百万元、そのほかに、多少精神

薄弱児の職業補導の施設を要します

万円、それから精神薄弱児の通園施設、——通わして訓練をする、そのための施設の整備を要しまする費用が約

一千八百万元、そのほかに、多少精神

薄弱児の職業補導の施設を要します

る費用の補助金が組んである、そういう

状況であります。

○八木幸吉君 両方合せますと、約三

三カ月分の運営費を加えまして約六千

万円でございますが、そのほかに、こ

こに書いてございます三十一名の人物

費が別に組まれておるわけでござります。

○八木幸吉君 今おつしやった四千四

百万円ばかりは、ろうあ者だけですか。精神薄弱児も一緒に私は聞いています。

○政府委員(安田巖君) 実は、私はろ

う者だけを申し上げまして、精神薄弱児の方は、児童局長から御説明申し上

げます。

○政府委員(高田浩運君) 精神薄弱児の施設につきましては、国立の精神薄弱児の施設に要しまする経費は、ろう

あ者の施設と同額でございまして、約六千万円でございます。それから、従来

の精神薄弱児施設の事業費、人件費など、そういうたった運営に要しまする費用の補助金、これが約二億円でございます。

それから新しく精神薄弱児の施設を作

るにつきましての補助金が約三千五百

九万円ばかりでございます。それから補助金と申しますのは、主としてこれ

かるのであります、更生医療費といふのがございますが、それが六百二十

九万円ばかりでございます。それから

補助金と申しますのは、主としてこれ

は補聴器のことですございますけれども、

も、それが三千八百二十六万五千円でございます。大体それだけで、施設は今

度が実は初めてのようなわけであります。三十二年度は、今度の国立ろうあ者の更生指導所の建設費と、それから

三カ月分の運営費を加えまして約六千

万円でございますが、そのほかに、こ

こに書いてございます三十一名の人物

費が別に組まれておるわけでござります。

○八木幸吉君 両方合せますと、約三

三カ月分の運営費を加えまして約六千

万円でございますが、そのほかに、こ

こに書いてございます三十一名の人物

費が別に組まれておるわけでござります。

○政府委員(高田浩運君) 民間施設につきましては、新設の場合には、その

設施費については、補助金はいたしておりません。ただ経営費につきましては、

民間施設には補助金はございません。

○八木幸吉君 このろうあ者と、それから精神薄弱児に対して、国がどれく

らい金を使っておるかということを一つ資料として、なるべ

く早く御提出下さることを申し上げまして、私の質問を終ります。

○委員長(龜田得治君) 八木委員の御希望につきましては、委員長の方で適宜取り計らいます。それでは、本案の審議は、本日のところこの程度にいたします。委員会はこれにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案(閣第一〇九号)

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十一年法律

第一百九十三号)の一部を次のように改正する。

別表四中小管刑務所の項の次に次

の項を加え、同表豊多摩刑務所の

所」に改め、同項を同表中横須賀刑

務所の項の次に移す。

中野刑務所 東京都中野区

附 則

この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、退職公務員の恩給改訂に関する請願

一、(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)(第一三〇一号)(第一三〇二号)(第一三〇三号)

一、(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)(第一三〇一号)(第一三〇二号)(第一三〇三号)

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理

紹介議員 松岡 平市君
この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 佐賀市東松町 高園伊
五百外四千三百七十八
名

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県加東郡社町田中
三二二三 堀内喜代治外
四百三十四名

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県加東郡社町田中
三二二三 堀内喜代治外
四百三十四名

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県加東郡社町田中
三二二三 堀内喜代治外
四百三十四名

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 長野県北佐久郡御代田
町一、六四九 安川源
司外二百六十九名

第一二九九号 昭和三十二年三月
八日受理
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 長野県北佐久郡御代田
町一、六四九 安川源
司外二百六十九名

一、国家公務員共済組合法の一改
正に関する請願(第一四五七号)

正に關する請願(第一四五七号)

第一二九八号 昭和三十二年三月
八日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 静岡県清水市本町三六
号

五百二十九名

ノ一五 横山友次郎外
盟清水支部内 外村七
郎外四百九十九名

一、八六九ノ六 大石
広二外四十七名

紹介議員 杉山 昌作君
退職公務員の恩給は、いまなお、未解
決の問題が残されているから、(一)恩
給額計算の基礎となつてゐる仮定俸給
額を、すみやかに一万五千円給予水準
に改定すること、(二)近く行われる公
務員給与表改定に伴う改定を考慮する
予算的措置を講ぜられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 苦米地英後君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 杉山 昌作君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 静岡県島田市中河町
一、八六九ノ六 大石
広二外四十七名

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県加東郡社町田中
三二二三 堀内喜代治外
四百三十四名

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 長野県北佐久郡御代田
町一、六四九 安川源
司外二百六十九名

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 小山邦太郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 長野県北佐久郡御代田
町一、六四九 安川源
司外二百六十九名

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 小山邦太郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 神戸市東灘区本庄町深
江 上原常三郎外六百
五十四名

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 山口県都農郡南陽町富
田字古川 山田重昇外

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 長野県更級郡篠ノ井町
一五六 三沢義男外三
百十八名

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 第一三三二号 昭和三十二年三月
九日受理

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 第一三三二号 昭和三十二年三月
九日受理

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 第一三三二号 昭和三十二年三月
九日受理

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

紹介議員 成田 一郎君
退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 第一三三二号 昭和三十二年三月
九日受理

この請願の趣旨は、第一二九八号と同
じである。

請願者 兵庫県加西郡北条町西 鉢坂七六七 中村茂雄	退職公務員の恩給改訂に関する請願 長野県南佐久郡曰田町 外二百名
紹介議員 岡崎 賢一君	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三三三号 昭和三十二年三月 九日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 兵庫県佐用郡佐用町山脇 船引清一外二百九
請願者 中野 文門君 十一名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三五六号 昭和三十二年三月 十一日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 小木末松外五百六十六
紹介議員 中野 文門君 じである。	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三五六号 昭和三十二年三月 十一日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 福井市乾新町一〇一二
請願者 秋田市下中城町五児 玉庄太郎外九百八十二 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八〇号 昭和三十二年三月 十二日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 小木末松外五百六十六
紹介議員 小幡 治和君 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十二日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 中野 文門君 一、七九三 前川清五郎外五百二十六名
請願者 田村民藏外六百九名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十二日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 中野 文門君 ノ一ノ一 鮎谷孝一外八百八十六名
紹介議員 酒井 利雄君 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十三日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 成田 一郎君 ノ一四 横山六郎外九
請願者 山口県豊浦町川棚四十四佐方正紀外三百十二名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十三日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 重宗 雄三君 ノ一四 横山六郎外九
請願者 高知市本町上一ノ一五 四文教会館内高知県退職公務員連盟内 西川広吉外五百六十四名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 寺尾 豊君 生 秋山和平外二百六十九十名
紹介議員 鈴木 韶君 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十五日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 木内 四郎君 生 秋山和平外二百六十五名
請願者 静岡県浜松市広沢町三 五 加瀬秀造外九百 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一三八一號 昭和三十二年三月 十六日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 兵庫県相生市矢野町瓜生 秋山和平外二百六十五名
請願者 兵庫県相生市矢野町瓜生 秋山和平外二百六十五名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四一八号 昭和三十二年三月 十三日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 竹下 豊次君 名
紹介議員 竹下 豊次君 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 鈴木 万平君 二百八十三名
紹介議員 鈴木 万平君 名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 高峰孝氏外百十七名 間本孝氏外百十七名
紹介議員 高峰孝氏外百十七名 間本孝氏外百十七名	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 重宗 雄三君 この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 八二 西尾幸太郎外千 峰才九郎外四千五十五
紹介議員 八二 西尾幸太郎外千 峰才九郎外四千五十五	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 山口県柳井市大字日積 山口県柳井市大字日積
紹介議員 山口県柳井市大字日積 山口県柳井市大字日積	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 静岡県周知郡森町森一 三通
紹介議員 静岡県周知郡森町森一 三通	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 第一四五一号 昭和三十二年三月
紹介議員 第一四五一号 昭和三十二年三月	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 第一四五二号 昭和三十二年三月
紹介議員 第一四五二号 昭和三十二年三月	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 第一四五三号 昭和三十二年三月
紹介議員 第一四五三号 昭和三十二年三月	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 第一四五四号 昭和三十二年三月
紹介議員 第一四五四号 昭和三十二年三月	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。
第一四二二号 昭和三十二年三月 十四日受理	退職公務員の恩給改訂に関する請願 第一四五五号 昭和三十二年三月
紹介議員 第一四五五号 昭和三十二年三月	この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

没者遺族等援護法の所遇を併せて改善せられたいとの請願。

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一三八二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

請願者 鳥取県八頭郡河原町袋
河原川戸光臣外三十九

第一三七八号 昭和三十二年二月
十二日受理
旧軍人關係の恩給等に関する請願
請願者 山形県南村山郡金井村
黒沢二七二 小笠原ツ
ルヨ外二千八百九十一

紹介議員 泉山 三六君
この請願の趣旨は、第一三五九号と同
じである。

第一三八三号 昭和三十二年三月
十二日受理
傷病者の増加恩給等増額に關する請願
請願者 新潟市一番堀通り五、
七五一新潟県傷痍軍人
会内 水倉新作

紹介議員 中田 吉雄君
元滿州國(蒙疆及び北支を含む)日本人
官吏(軍人、軍属並びに協和会、新民會
及び興亜同志會の職員を含む)に対する
現行恩給法の適用に関する(一)元滿

第一三八四号 昭和三十二年三月
十二日受理
傷病者の増加恩給等増額に關する請願
請願者 新潟市一番堀通り五、
七五一新潟県傷痍軍人
会内 水倉新作

紹介議員 西川弥平治君
旧軍人の普通恩給、扶助料及び文官恩
給は、恩給法復活以来改善増額されて
いるが、傷病者に対する増加恩給及び
傷病年金だけはすこしも増額されず低
額のまま放置されているため、旧軍人
の増加恩給受給者七万五千六百六十
人、傷病年金受給者四万八千九百五人
の生活は、はなはだしい困窮におち
いつているから、増加恩給及び傷病年
金を増額せられたいとの請願。

金、勲章年金については、大東亜戰爭
勃発以来のものは、年金支給制度五箇
年に改正されたが、日露戰爭當時の殊
勲者は終身年金を支給されることにな
つていたのであるから、軍人恩給法改
正等にかんがみ金し勲章年金を復活せ
られるなどの請願。

紹介議員 松平 義雄君
元滿州國等の日本人公務員の在職した年月
数を恩給法上の公務員の在職年月数と
みなすこと、(二)元滿州國等の日本人
公務員であつて、在職中死亡した者の
遺族並びに公傷病のため退職した者に
対する扶助料及び一時扶助料または傷
病賜金の措置を講ずること(三)恩給
法上の受給既得権者に対しては、元滿
州國等の日本人公務員の在職年月数と
日本國の公務員の在職年月数とを通算
して恩給年額金を改定すること、(四)
元滿州國等の日本人公務員の恩給金額
の基礎となるべき俸給年額について
は、現行公務員の給与額に比準して、
公止妥當な基準額を設定すること等の
立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一三九号 昭和三十二年三月
十三日受理
建設省勤務の常勤労務者等の定員化に
關する請願
請願者 東京都港区芝海岸通り
一ノ二五全建設省労働
組合内 服部正美

紹介議員 森中 守義君
建設省には定員内職員定数のほぼ二倍
近い定員外の職員が、定員内職員と同
じような職務内容、責任、勤続年数で
雇用よきとして處遇せられており、公止
妥當な基準額を設定すること等の立法
措置を講ぜられたいとの請願。

第一四五七号 昭和三十二年三月
十四日受理
國家公務員共済組合法の一改訂に關
する請願
請願者 東京都港区芝公園八ノ
二日本官公斤労働組合
伊藤 順道君

紹介議員 伊藤 順道君
國家公務員共済組合法に關し、(一)各
種法定給付の改訂、(二)結婚給付、附
加給付の新設、(三)常勤的非常勤職員
の組合加入、(四)組合財政の改善等の
改訂措置を講じ、組合員の苦しい生活
実態を改善せられたいとの請願。

第一四四〇号 昭和三十二年三月
十三日受理
增加恩給等を受給する傷病者の家族加
給の範囲拡大に關する請願
請願者 西川弥平治君
会内 水倉新作

紹介議員 正元
增加恩給の家族加給は、退職後婚姻し
た妻にだけ支給され、退職後生れた子
女は対象外となつてゐるが、これはは
なはだしい矛盾であると思料されるか
ら、ぜひとも加給対象を現在員数にして
退職後出生した子女にも支給するよう
善処せられたい。また傷病年金につい
ても文官同様家族加給するようすみや
かに改善措置を講ぜられたいとの請願。

第一四五六号 昭和三十二年三月
十四日受理
傷病者の増加恩給等増額に關する請願
請願者 島根県出雲市今市島根
会内 山本
正元

紹介議員 佐野 康君
增加恩給等を受給する傷病者の家族加
給の範囲拡大に關する請願
請願者 熊本市行幸町一九熊本
県傷痍軍人会内 戸次

紹介議員 森中 守義君
增加恩給等増額に關する請願
請願者 熊本市行幸町一九熊本
県傷痍軍人会内 戸次

紹介議員 森中 守義君
建設省には定員内職員定数のほぼ二倍
近い定員外の職員が、定員内職員と同
じような職務内容、責任、勤続年数で
雇用よきとして處遇せられており、公止
妥當な基準額を設定すること等の立法
措置を講ぜられたいとの請願。

第一四四四号 昭和三十二年三月
十三日受理
元満州國日本人官吏等の恩給に關する
請願
請願者 基義

紹介議員 佐野 康君
元満州國日本人官吏等の恩給に關する
請願
請願者 基義

昭和三十二年三月一日印刷

昭和三十二年四月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局